

定 款

公益社団法人 山形交響楽協会

公益社団法人 山形交響楽協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人山形交響楽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、交響管弦楽による音楽芸術の普及向上に関し必要な事業を行い、もって山形県内における文化と教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山形交響楽団の設置・運営
- (2) 演奏会及び音楽教室の開催
- (3) CD及び関連商品等の制作・販売
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、山形県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、法人の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員

を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の場合には請求の日から1ヶ月以内に総会を開催しなければならない。
- 4 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面を、少なくとも開催日の2週間前までに会員に送付しなければならない。
- 5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使できることとするときは、前項の書面には、法人法第41条第1項に規定する、総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、総会の議長は専務理事がこれに当たる。
- 3 理事長及び専務理事が欠けたとき又は理事長及び専務理事に事故があるときは、総会の議長は常務理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての会員の半数以上であって、すべての会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない会員は、委任状をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合における前条の規定の運用については、会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を会長、2名を副会長とする。
 - 3 理事のうち常務理事を置くことができる。
 - 4 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、同項の専務理事及び前項の常務理事は同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

- 5 会長及び副会長は、法人法上の代表理事又は同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事に該当しない。

（役員の選任）

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事、常務理事、会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事長、専務理事、常務理事、会長、副会長及び理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 会長及び副会長は、この法人に対する貢献が特に大きい者とする。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、専務理事、常務理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与の設置、選定、職務及び権限）

第27条 この法人に名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与は、法人法上の代表理事又は同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事に該当しない。
- 3 名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与は、理事会の決議によって選定する。
- 4 名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与は、この法人に対する貢献が大きい者で、この法人が感謝と敬意を表するものとする。
- 5 名誉会長、名誉理事長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、名誉会長、名誉理事長、顧問、参与、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会の議長は専務理事がこれに当たる。
- 3 理事長及び専務理事が欠けたとき又は理事長及び専務理事に事故があるときは、理事会の議長は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事長及び監事が、記名押印する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、前項の議事録には出席した理事及び監事が、記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第43条 この定款の施行に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は園部稔とする。
- 3 この法人の最初の専務理事は秋葉政弘とし、最初の常務理事は渥美憲男とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。